

令和4年度税制及び税務行政の 改正に関する意見書

令和3年3月18日

東京税理士会

【 目 次 】

I. 意見書の基本的な考え方

- 1. 意見書作成にあたって . . . 1
- 2. あるべき税制構築のための基本理念 . . . 1
 - (1) 公平性に配慮した税制 . . . 1
 - (2) 中立性に配慮した税制 . . . 1
 - (3) 国民の理解が得られる簡素な税制 . . . 1
 - (4) 遡及立法の禁止 . . . 1

II. 今後の税制改革について

- 1. 消費課税について . . . 2
- 2. 所得課税について . . . 2
- 3. 法人課税について . . . 2
- 4. 中小法人課税について . . . 3
- 5. 資産課税について . . . 3
- 6. 地方税について . . . 3
- 7. 国際課税について . . . 4
- 8. 納税環境整備について . . . 4
 - (1) デジタル社会・グリーン社会の実現について . . . 4
 - (2) マイナポータルについて . . . 5
 - (3) マイナンバー制度と納税者利便の向上について . . . 5
 - (4) 租税教育の充実について . . . 5

III. 重要な改正要望事項

- 1. 消費税の税率を単一税率とすること。 . . . 6
- 2. 適格請求書等保存方式の導入に反対する。 . . . 6
- 3. 役員給与税制を抜本的に見直すこと。 . . . 6
- 4. 災害により生じた損失については、新たに災害損失控除を創設するとともに、
所得控除の最後に適用すること。さらに翌年以降 10 年間の繰越控除を認めること。
. . . 7

IV. 改正要望事項

【一. 所得税及び法人税に関する事項】

1. 基礎的な人的控除について控除額の水準を見直すこと。 . . . 8
2. 基礎的な人的控除を下回る勤労する低所得者について、給付付き税額控除方式制度の導入により社会保険料のうち一定額の還付を行う制度を導入すること。 . . . 8
3. 16歳未満の年少扶養親族について扶養控除を復活させること。(新規要望) . . . 9
4. 独立事業者間での対価の支払いについては、事業から対価を受ける親族がある場合の必要経費不算入の規定を適用しないこと。 . . . 9
5. 業務用不動産の譲渡損失について、損益通算及び翌年以降3年間の繰越しを認めること。 . . . 9
6. 在宅勤務に係る備品等の購入費等を含め、特定支出控除の適用範囲を拡大すること。(新規要望) . . . 10
7. 公的年金等受給者が受ける公的年金等控除を見直すこと。 . . . 10
8. 上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等に対する税率を引き上げること。(新規要望) . . . 10
9. 上場株式等に係る配当等の総合課税の範囲を拡大すること。(新規要望) . . . 11
10. 事業承継のために、非上場株式をその発行した会社に譲渡した場合には、みなし配当課税を行わず、株式等に係る譲渡所得等の課税の特例を適用すること。 . . . 11
11. 事業承継促進のため第三者間で株式を売買した場合、売手側のみなし譲渡課税を不適用とし、個人である買手側の受贈益課税について非課税とすること。 . . . 11
12. 所得税の確定所得申告書の提出期限について、納税者の申請により、電子申告及び利子税の負担を条件として延長を認めること。 . . . 12
13. 暗号資産の取引の課税の適正化を図るため、特に次に掲げる事項を見直すこと。
 - (1) 暗号資産を国内の暗号資産交換業者を通じて取引したことにより生じた損益について分離課税とし、3年間の損失の繰越しを認めること。 . . . 12
 - (2) 国外転出時課税の対象資産に暗号資産を含めること。 . . . 12

(3) 暗号資産を共通報告基準 (CRS : Common Reporting Standard) に含めるべきである。	・・・	12
14. 所得税や消費税の準確定申告書の提出期限及び相続により業務を承継した場合の青色申告承認申請書の提出期限を相続税の申告書の提出期限と同様にすること。	・・・	13
15. 一括償却資産の損金算入制度及び中小企業等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度を廃止するとともに、少額減価償却資産の取得価額及び繰延資産の一時損金算入限度額を 30 万円未満に引き上げること。	・・・	13
16. 交際費課税の対象から「得意先等に対する慶弔禍福費用」を除外すること。	・・・	13
17. 外国法人税額に係る税額控除制度における繰越期間を延長すること。	・・・	14
 【二. 消費税に関する事項】		
18. 平成 22 年度改正消費税法 (旧 3 年縛り) を廃止すること。(新規要望)	・・・	14
 【三. 相続税及び贈与税に関する事項】		
19. 相続税の課税方式を遺産取得課税方式に変更すること。	・・・	14
20. 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例を課税価格減額方式から税額控除方式に変更すること。	・・・	15
21. 非上場株式等についての贈与税及び相続税の納税猶予について、次に掲げる見直しを行うこと。		
(1) 納税猶予に係る免除の要件を緩和すること。	・・・	15
(2) 納税猶予の対象財産に一定の要件を満たす先代経営者の非上場会社等に対する貸付金を加えること。	・・・	15
(3) 納税猶予に係る宥恕規定を創設すること。	・・・	16
22. 財産評価基本通達において評価の適正化を図るため、特に次に掲げる財産の評価を見直すこと。	・・・	16
23. 相続時精算課税制度について、次の事項を見直すこと。		
(1) 特定贈与者の死亡以前に相続時精算課税適用者が死亡した場合の同一財産 2 回課税を排除すること。	・・・	16
(2) 相続時精算課税の適用を受ける宅地等についても小規模宅地の特例の適用を受けられるようにすること。	・・・	17

【四. その他国税に関する事項】

24. 印紙税を廃止すること。 . . . 17

【五. 地方税に関する事項】

25. 償却資産に係る固定資産税の申告期限、資産の区分を見直すこと。 . . . 17

26. 固定資産税について 30 万円未満の少額減価償却資産を課税対象から除外
すること。 . . . 18

27. 外形標準課税を中小企業に導入しないこと。 . . . 18

28. 個人事業税について事業主控除額を引き上げること。
また、課税対象事業の範囲を見直すこと。 . . . 18

【六. 納税環境整備に関する事項】

29. 国税通則法第 1 条（目的）に「納税者の権利利益の保護に資する」旨の文言
を追加し、納税者権利憲章を制定すること。 . . . 19

30. 調査の事前通知は、書面又は電磁的方法により実施すること。 . . . 19

31. 調査の目的をより具体的に通知し、また非違が疑われることとなった場合の
質問検査等も事前通知すること。 . . . 19

32. 法人番号の指定を受けることとなる者の範囲に、個人事業主を加えること。 . . . 20

33. 公会計制度は複式簿記とし、財務諸表は国会の決算承認を立法化すること。 . . . 20

I. 意見書の基本的な考え方

1. 意見書作成にあたって

本会は、令和4年度税制改正に関する要望事項の収集のため、本会関係役員、支部関係役員等より意見を聴取し、また本会調査研究部から各支部法対策委員会等に対して任意課題による意見の提出依頼を行った。その結果、当該税制改正に係る要望事項について、任意課題1は139件、任意課題2は134件の意見が提出された。

本意見書は、これらの要望事項を参考とし、かつ、これまで本会が作成した税制改正に関する意見書、日本税理士会連合会の税制改正に関する建議書等を比較検討して、支部長会の協議及び理事会の議決を経て取りまとめたものである。

2. あるべき税制構築のための基本理念

租税は、国や地方公共団体などの活動を維持するための財源として、法律に従い、金銭その他の財貨を強制的に徴収する機能を有している。

財源調達機能という租税の目的を達成するためには、景気回復などの経済政策、少子高齢社会への対応、所得再分配などの社会環境に即応する様々な政策を考慮しつつ、その時代に適した税制を構築していかなければならない。現在では、年金や医療・介護などの社会保障費が急激に増加し、深刻な財源不足に陥っている。財政の健全化を推進するには、所得課税だけでは賄いきれるものではなく、所得・消費・資産のバランスよい課税を行っていくことが必要である。

経済のグローバル化が急速に進展し、我が国の企業も、自国の市場経済だけでなく、世界的な市場経済をも見据え経済活動を行っており、法人所得課税においては、我が国企業の国際競争力を削ぐことのないように配慮すべきである。そして、企業の経済活動に関わる税制の検討は公平性や中立性を尊重すべきであり、租税特別措置に見られる特定業種の保護政策は必要最小限に留める必要がある。

そこで、あるべき税制の具体化にあたっては、以下の視点に十分配慮し、税制の構築が行われるべきである。

(1) 公平性に配慮した税制

租税は、担税力に応じて公平に負担されるべきである。公平の原則で留意すべき点は、水平的公平や垂直的公平とともに近年においては世代間の公平についても配慮されなければならない。

(2) 中立性に配慮した税制

税制は、国民生活、経済活動、更には社会制度そのもののあり方に密接に関係しているが、特に経済活動をゆがめることのないよう税制の中立性に配慮しなければならない。

(3) 国民の理解が得られる簡素な税制

国民主権の下では、全ての国民が容易に理解できる簡素な租税制度が理想とされる。しかし、社会経済環境は情報化、複雑化しており、同様に租税制度も複雑化しているが、国民が理解しやすい租税制度に近づける努力が必要である。簡素な租税制度においては、納税者の事務負担と徴税コストが最小となるよう配慮されなければならない。

(4) 遡及立法の禁止

租税法律主義における予測可能性や法的安定性が害されることがないように、租税法規不遡及の原則に従い、税制改正は不利益な遡及適用を行ってはならない。

Ⅱ. 今後の税制改革について

1. 消費課税について（継続要望・一部修正）

消費課税の中核である消費税は、平成元年の施行以来、累次の税率改定を経て、税込全体に占める割合が増加し、我が国の財政を支える基幹税の一つとして位置付けられるようになってきている。当該変革に対して、消費税の起点から存する税制改革法第 11 条は「事業者は、…消費税を円滑かつ適正に転嫁する」及び「国は、消費税の円滑かつ適正な転嫁に寄与するため…必要な施策を講ずる」旨規定しているところ、同条が創設後 32 年を経過した現在においても何ら変わっていないことからすれば、小規模事業者への配慮した措置についても、引き続き堅持することが求められる。

他方、令和元年 10 月から消費税率を 10%へ上げると同時に軽減税率制度が実施され、また、令和 5 年 10 月から適格請求書等保存方式の導入も予定されている。軽減税率制度及び適格請求書等保存方式は、事務負担の効率性や小規模事業者への配慮等の観点からいずれも問題があることから、軽減税率制度の廃止を要望し、かつ、適格請求書等保存方式の導入に反対する。

また、近年、消費税の過度な節税策を防止するため、消費税法は、法令が複雑になる傾向が強まったことにより、課税庁や専門家ですら解釈判断を誤る事例が少なくないことから、法体系全体の構造の簡素化について、届出書等の提出に関する手続規定の簡素化を中心に、別途検討すべきである。

2. 所得課税について（継続要望・一部修正）

所得税の重要な役割の一つが、所得再分配機能である。所得控除は、累次の改正で拡充が図られ課税ベースが縮小するとともに、超過累進税率の下で高所得者に有利な制度であるため、所得再分配機能が低下している。所得再分配機能の回復の観点から、高所得者の配偶者控除額及び基礎控除額を減・消失させることは、一定の評価ができる。

基礎的な人的控除（基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除及び扶養控除）は、憲法第 25 条が定める生存権の保障を目的としており、健康で文化的な最低限の生活を維持するために侵害してはならない課税最低限を構成するものである。独身者における基礎的な人的控除は、通常基礎控除額のみ 48 万円となり、課税最低限の基準を満たしていない。特に勤労する若年層である低所得者については、所得税・住民税の他に社会保険料負担も大きく、経済的理由から婚姻率の低下を招いている状況が窺える。

そこで、税制の中立性に配慮して、金融・証券税制の見直しなど金融資産を多く保有する高所得者層への課税を強化する代わりに、最低限度の生活水準を維持できるように基礎控除を大幅に引き上げた上で、勤労する低所得者の税と社会保険料の負担を軽減するために給付付き税額控除制度を導入すべきである。

年末調整制度については、第三者による税額計算制度であり、源泉徴収義務者における事務負担はもともと重い、近年の税制改正によりその負担はより一層重くなっているため、制度の見直しを検討すべきである。

3. 法人課税について（継続要望・一部修正）

近年における我が国の法人課税は、国際比較の観点から税率の引下げをする一方で、税込の確保を目的として課税ベースの拡大が行われてきた。

特に、青色欠損金の繰越控除制度については、繰越控除の期間が 10 年に延長されたものの、原則として所得金額の 50%に損金算入額を制限している。諸外国においては、アメリカをはじめ多くの国で損金算入額の制限額はあるものの欠損金の繰越控除期間に制限を設けていない。

国際競争力の強化そして企業の成長及びデジタル・トランスフォーメーションの導入やカーボンニュートラルに向けたさらなる投資を促すためにも、青色欠損金の繰越控除制度について、

損金算入額の制限措置を見直すと共に、繰越控除の期間の延長又は無期限化を検討すべきである。

また、役員給与は職務執行の対価であり、会社法においては定款又は株主総会等の決議によって支給額を定める旨を規定し、企業会計においても費用として処理することとされている。しかしながら、現行の役員給与税制は、会社法及び企業会計の理念と異なる上、グローバルな人材確保を図るためにも、抜本的な見直しが必要である。

4. 中小法人課税について（継続要望・一部修正）

租税特別措置については、特定の政策目的達成のために租税の減免等を行うところ、国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与する必要があることから、毎年度、適用期限が到来するものを中心に、廃止を含めゼロベースで見直しを行うこととしている。しかし、中小企業者等は、我が国法人の約99%を占め雇用の約70%を担っているにもかかわらず、その多くは財務基盤が脆弱であり、大規模法人等の国際競争力とは大きな開きがあることを考慮する必要がある。そうすると、中小企業者等には大規模法人等とは異なる政策目的を掲げる必要があり、中小企業者等の成長・発展に資する租税特別措置は存置すべきである。

また、中小法人は、グローバル化の進展に伴い競争相手が国内外に広まり益々厳しい状況にあるところ、近年における未曾有の自然災害等に備えるためにも、財務基盤の強化を図ることが急務であり、内部留保の充実を推進することが求められる。現下の中小法人を取り巻く経営環境を考慮すると、留保金課税制度は廃止するべきであるが、少なくとも現行の適用除外を維持する必要がある。

5. 資産課税について（継続要望・一部修正）

相続税の目的には、社会保障等を通じた富の再分配により資産格差を是正することが掲げられる。平成27年に課税ベースの拡大と税率の引上げという相続税の課税強化が行われたことにより、再分配機能の促進が図られている。

現行の課税方式は、遺産総額によって同額の相続財産を取得した納税者間の税負担の公平が図れないこと、また、小規模宅地等の特例や農地の納税猶予などの特例により、特例制度の趣旨と無関係な相続人にも税額の減額効果が及ぶといった問題がある。さらに、非上場株式に係る贈与税及び相続税の納税猶予制度について、現行制度では、贈与者が死亡した場合の相続税申告時において、相続人でない受贈者が贈与者の相続人と共に相続税申告を行わなければならない、申告者間でのトラブルが生ずる可能性がある。

これらを解決するため、種々の課題に配慮しながら、遺産取得課税方式に改めるべきである。

さらに、令和3年度税制改正大綱では、「現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直すなど、格差の固定化の防止等に留意しつつ、資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築に向けて、本格的な検討を進める。」としており、仮に相続税・贈与税の一体課税が導入される場合には、他の共同相続人の贈与額の影響を受けない遺産取得課税方式が適していると考えられる。

また、中小企業の事業承継問題の解決を図るため、非上場株式の贈与税及び相続税の納税猶予制度における免除要件の緩和、回収困難なオーナー貸付金を承継する後継者の相続税負担を軽減するための納税猶予制度の創設など所要の措置を講じるべきである。

6. 地方税について（継続要望）

地方公共団体は、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものである。その役割を適切に果たすための財源は、本来自主財源を中核とする必要があるところ、財政需要に応じた税財政構造を構築し、地方公共団体が自立的に運営できる税源基盤をつくりあげることが地方税制に求められる。そして、現下における地方法人課税では、地方法人特別税の廃止に伴い創設された特別法人事業税による、税源偏在の是正に対する効果の有効性と機能

を慎重に検証する必要がある。

他方、法人事業税は、中小企業が大企業に比べて労働分配率が高いことを考慮し、持続的な賃上げ実現のためにも、中小企業について報酬給与額が課税標準の比重を占める外形標準課税を導入すべきではない。

また、固定資産税の対象となる償却資産は、30万円未満の少額減価償却資産が所得税及び法人税において必要経費又は損金の額に算入される場合には申告対象から除外すること、また、申告期限及び課税客体などの見直しが必要である。

7. 国際課税について（継続要望・一部修正）

平成27年10月のBEPS（Base Erosion and Profit Shifting＝税源浸食と利益移転）プロジェクトの最終報告書の公表以降、Action1から15までのうち、Action12を除く14項目について、我が国では累次の制度整備が行われてきた。このうち、Action5「有害税制への対抗」については、日本の税制には、OECDで問題視された有害税制については存在しないことから、対応する必要がないとされている。

なお、次に掲げる(1)及び(2)については、今後注視すべき事項である。

(1) Action1「電子経済の課税上の対処」については、国境を越えた役務提供に係る消費税の課税関係につき平成27年度税制改正で対応されたほか、平成30年度税制改正においてPE（Permanent Establishment＝恒久的施設）の定義拡大が図られた。今後、現状の「PEなければ課税なし」との考え方が、物理的拠点を有さずに経済活動を行うビジネスモデルに対応できないこと、また、「独立企業間原則」の適用が困難なケースも増えてきていることから、その対応が急務となっている。

(2) Action12「タックス・プランニングの義務的開示」は、米国をはじめ導入している国々の状況を踏まえ、我が国における義務的開示制度導入の必要性を検討する段階に入っている。

しかし、義務的開示制度は、国際的な視野において導入する潮流にあるものの、納税者の権利保護が脆弱であることを踏まえて、情報開示制度や一般的租税回避否認規定等の諸制度との関連について十分な議論が要求され、導入の可否から慎重に検討する必要がある。

8. 納税環境整備について（継続要望・一部修正）

(1) デジタル社会・グリーン社会の実現について

「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（令和2年12月25日閣議決定）においては、我が国の国際競争力強化や持続的かつ健全な経済発展のために、デジタル化によって、中小企業者その他の事業者のデジタル・トランスフォーメーションの推進等に寄与するとされている。

令和3年度税制改正大綱において、電子帳簿等保存制度の要件緩和やデジタル・トランスフォーメーション投資促進税制の創設等が示されたが、中小企業者においては、財務基盤が脆弱であることに加え、デジタルリテラシーが必ずしも高くなく、デジタル化の大前提である情報セキュリティ対策も十分とはいえない場合が多いことに鑑みると、それらの制度を活用できる中小企業者は少ないと考えられる。

また、我が国は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指している。これは産業構造や経済社会に大きな変革をもたらすものであり、例えば、製造業においては製造プロセスの変革、運輸業においてはプラグインハイブリッド車等の次世代自動車の導入などが求められることから、中小企業者にとっても大きな影響がある。

デジタル社会やグリーン社会といった社会全体の変革において、財務基盤が脆弱で経営資源の乏しい中小企業者については、国の支援が必要不可欠であり、税制による支援だけではなく、助成金の給付なども含めた支援が極めて重要である。

なお、デジタル化によって官民における情報連携の推進が期待されることから、行政が保有

する情報のうちいわゆるビッグデータとして国民に有益なものは、積極的に民間利用させるべきである。さらに、行政がデジタル技術やマイナンバーを活用して情報収集する場合には、プライバシーに配慮するとともに、適法・適正な手続きに基づき行われるよう手続規定を整備すべきである。

(2) マイナポータルについて

令和元年5月のいわゆるデジタル手続法の成立により、今後、行政手続は原則オンライン化される。マイナポータルについては、企業が行う従業員の社会保険・税手続オンラインワンストップや法人設立手続オンラインワンストップなど、オンラインで行政手続を行う場合の窓口を担うこととされており、行政手続において重要な役割を果たすことから、納税者利便の向上に資する積極的な活用を検討すべきである。

なお、急速なデジタル化の推進は、デジタル機器を利用できる者と利用できない者との間に格差（デジタル・ディバイド）が生ずる可能性があることから、法令の制定のみに留まることなく、安全・安心に行政手続が行えるよう運用上の整備が求められる。

(3) マイナンバー制度と納税者利便の向上について

個人番号の利用範囲については徐々に拡大しているところ、個人番号は、個人を特定するための機能に優れているものであることから、個人番号とそれに紐づいた個人情報が外部に漏えいしたり、不正に利用されたりすると、国民の権利利益を侵害する危険性がある。また、デジタル化の推進により、個人情報の収集が容易に行えるようになるとともに、その連携が瞬時に、かつ、大量に行われることから、個人情報の漏えいや不正利用のリスクは増大することになる。

個人番号の利用範囲の拡大にあたっては、個人情報の漏えい対策や不正利用の防止等を徹底した上で、行政の効率化だけでなく納税者利便の向上に資する観点が重視されなければならない。

(4) 租税教育の充実について

税は、社会を支える公共サービスの費用を賄うものであり、国民が安心して暮らしていくために重要な役割を果たしている。国民一人ひとりが税の意義・役割を正しく理解し、社会の構成員として税のあり方を主体的に考え、納得感を持つことが必要である。

税に対する国民の理解を深めていくためには、学校での子供への租税教育のみならず、今後は社会人等に対する租税教育を一層充実させる必要がある。そのためには、租税制度の正しい理解、租税の意義を学ぶ機会の提供とともに、租税教育を主体的に受けようとする者の参加意識を後押しするため、納税者が租税教育を受けるための税制上のあり方を検討すべきである。

Ⅲ. 重要な改正要望事項

本意見書における重要な改正要望事項は、次のとおりである。

1. 消費税の税率を単一税率とすること。(令和元年10月1日施行・消法29及び同日施行・平成二十八年法律第15号所得税法等の一部を改正する法律附則34)(継続要望)

【意見及び理由】

令和元年10月から実施されている軽減税率制度については、①適用対象品目を限定することが困難であること、②事業者の事務負担が増加すること、③低所得者対策が目的であるにも関わらず、低所得者層の負担軽減効果が限定的で高所得者層により多くの負担軽減が及ぶことなどの理由から、軽減税率制度を廃止すべきである。

消費税の税率は単一税率にし、低所得者対策としては、給付による措置を講ずるべきである。

2. 適格請求書等保存方式の導入に反対する。(令和5年10月1日施行消法30⑦⑨)(継続要望)

【意見及び理由】

令和5年10月から実施が予定されている適格請求書等保存方式については、①導入により免税事業者が取引から排除されるおそれがあること、②仕入税額控除の可否を判断するために増加する事務負担への対応が困難であることなどの理由から導入に反対する。

軽減税率が適用されていても、現行の区分記載請求書等保存方式で区分経理への対応は可能である。

3. 役員給与税制を抜本的に見直すこと。(法法34)(継続要望)

【意見及び理由】

会社法は役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益を報酬等である旨規定し、企業会計上も費用処理をすることとされている。これに対して、役員給与税制は、損金の額に算入される役員給与を「定期同額給与」、「事前確定届出給与」及び「業績連動給与」に限定し、いずれかの給与に該当しなければ損金不算入とし、また、当該給与に該当する場合であっても、「不相当に高額な部分の金額」及び「事実を隠蔽し、又は仮装して経理をする」ものは損金不算入とする、いわば原則損金不算入という規定になっている。

さらに、「定期同額給与」及び「事前確定届出給与」は、税法固有の概念となっているところ、「業績悪化改定事由」及び「臨時改定事由」の適合性について、通達や質疑応答事例等で明らかにしているのみであり、租税法律主義の観点からの問題も多い。

役員給与の本質は、職務執行の対価であるから、恣意性のないものについては損金の額に算入されなければならない。したがって、役員給与税制は、損金不算入となる役員給与のみを別段の定めとする条文構造に見直し、課税要件を明確にすべきである。

4. 災害により生じた損失については、新たに災害損失控除を創設するとともに、所得控除の最後に適用したうえで、翌年以降 10 年間の繰越控除を認めること。(所法 70、71、72、国通法 70) (継続要望・一部修正)

【意見及び理由】

災害又は盗難若しくは横領による損失が生じた場合、雑損控除として損失金額から一定額を控除した上で、他の所得控除に優先して控除することとされており、控除されなかった金額については翌年以降 3 年間で繰越控除することとされている。

しかし、近年多発する地震・台風等の自然災害の被害については、損失額が多額になること、激甚災害の場合は被災地域の経済基盤回復までに相当の期間を要すること、などから災害に関しては現行の雑損控除での救済では不十分である。

そこで、損失額を最大限控除できるようにするため、雑損控除から災害による損失を切り離して災害損失控除を創設するとともに、所得控除する際には、災害損失控除以外の他の所得控除を適用し、最後に災害損失控除を適用すること。また、控除しきれない場合の繰越控除期間は 10 年間とし、事業用資産や業務用建物に係る災害損失についても、災害損失控除の対象とすること。

IV. 改正要望事項

【一. 所得税及び法人税に関する事項】

1. 基礎的な人的控除について控除額の水準を見直すこと。(所法 72～86) (継続要望・一部修正)

【意見及び理由】

憲法第 25 条は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とし、これを保障するための法律である生活保護法では「最低生活」について規定している。本人及び家族の最低限度の生活を維持するのに必要な部分は担税力を持たないとの理由から、基礎的な人的控除（基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除及び扶養控除）は生存権の保障の租税法における現れである。令和 2 年度より基礎控除額が 10 万円増額され 48 万円となったが、当該基礎控除額は当該水準を満たした金額とは言えない。また、単身世帯の月額賃金を 20 万円（うち社会保険料 3 万円）とした場合、所得税の負担をゼロとする基礎控除の額は 124 万円になると試算された。

したがって、最低限度の生活を維持するための水準に合うよう、基礎的な人的控除の控除額を見直すべきである。

2. 基礎的な人的控除を下回る勤労する低所得者について、給付付き税額控除方式制度の導入により社会保険料のうち一定額の還付を行う制度を導入すること。(所法 72～86) (継続要望・一部修正)

【意見及び理由】

少子高齢が更に進むことで、若年層の税及び社会保障の負担は、現行の仕組みのままでは、更に増加することが予測される。また、少子化の原因が、若年層の低所得化であることは厚生労働白書によっても明らかであり、この部分にターゲットを絞り、所得再分配機能を強化することが、少子化対策として重要なことと考える。

勤労する若年層の低所得者に対する救済する措置として社会保障と税の一体改革を背景とし、並列的に課税最低限の見直しがされることが望ましい。しかし、その見直しの実現がされない場合には、低所得者層の社会保険料負担は減少しない。勤労する低所得者層の「健康で文化的な最低限の生活を維持」を優先する場合、低所得者の社会保険料負担を税で補う方法として、給付付き税額控除方式が考えられる。課税最低限である人的控除額とその他の所得控除の額の合計額が、所得を上回る場合には、その上回った部分に係る社会保険料相当額の税額を給付する方法である。給付を受ける場合には、原則確定申告が必要となるが、給与所得者については、年末調整等を通じ給付を実現する方法が考えられる。運用面においては、マイナンバー制度を有効に活用していくことが望まれる。

3. 16歳未満の年少扶養親族について扶養控除を復活させること。(所法84)(新規要望)

【意見及び理由】

中小企業白書によれば、現在の傾向が続けば、令和47年には、我が国の人口は8,808万人となり、1年間に生まれる子どもの数が現在の半分程度の約56万人、また、高齢化率は約38%に達するという厳しい見通しが示されている。子育て世代については家計負担を減少させ、出産できる環境を整備することが重要である。

年少扶養親族に対する扶養控除については、平成22年改正により、所得再分配機能の回復や「控除から手当へ」との考え方のもと、子ども手当の創設とあいまって、廃止された。子ども手当について所得制限なしの制度として運用されていたため、当初は公平な制度であったが、子ども手当は制度の改変がなされ、現行では一定の所得制限のもと児童手当として支給がされている。そのため、高所得世帯については手当も少なく、扶養控除が廃止された分、平成22年以前に比べて負担が重くなっている。

したがって、年少扶養親族についても扶養控除を適用するとともに、憲法25条の生存権を保障するための最低生活費控除である扶養控除は、所得の多寡にかかわらず適用されるべきである。

4. 独立事業者間での対価の支払いについては、事業から対価を受ける親族がある場合の必要経費不算入の規定を適用しないこと。(所法56)(継続要望・一部修正)

【意見及び理由】

事業から対価を受ける親族がある場合の必要経費不算入の規定は、シャープ勧告により、世帯単位課税から個人単位課税に変更された際、要領のよい納税者に対する抜け道封じのためにできたものであるが、同じ趣旨の資産所得の合算課税制度は既に廃止されている。

また上記規定は、租税回避を意図としない独立事業者間における適正対価の支払いについて考慮しておらず、配偶者その他の親族が居住者とは別に事業を営む場合であっても、居住者と生計を一にする限りは必要経費に算入されない。

そこで、対価の授受を行う親族の双方に正規の簿記の原則に従った帳簿要件を課すとともに、適正対価に関する届出といった租税回避防止措置を講じたうえで、必要経費に算入すべきである。

5. 業務用不動産の譲渡損失について、損益通算及び翌年以降3年間の繰越しを認めること。(措法31、32等)(継続要望)

【意見及び理由】

法人が不動産を譲渡した場合には、その譲渡損失はその法人の他の利益と通算される。これに対し、個人が業務の用に供していた不動産を譲渡したことによる譲渡損失はその個人の他の所得とは損益通算されない。

法人・個人間の課税の公平の確保と譲渡損失が生じた場合の担税力の観点から、個人が業務用不動産を譲渡したことにより生じた譲渡損失について、損益通算等を認めるべきである。ただし、取得価額の引継ぎを利用した含み損失のある業務用資産の贈与による過度の節税策を回避するため、相続時精算課税により贈与された業務用不動産に係る譲渡損失のうち一定のものは損益通算等を認めるべきではない。

6. 在宅勤務に係る備品等の購入費等を含め、特定支出控除の適用範囲を拡大すること。

(所法 57 の 2、所令 167 の 3) (新規要望)

【意見及び理由】

最近の在宅勤務の増加に伴い、給与所得者である納税者が、在宅勤務のために負担する机・椅子・パソコン等の備品購入費、文房具等の消耗品の購入費、水道光熱費及びインターネット回線使用による通信費等については、職務の遂行上直接必要なものであるため、給与所得者の特定支出の控除の特例に規定する特定支出の範囲に含めるべきである。

また、同特例の「給与所得控除額の 2 分の 1 に相当する金額を超える」ことの適用要件についても、現行の給与所得控除額を見直した上で、基準額の緩和をすべきである。

7. 公的年金等受給者が受ける公的年金等控除を見直すこと。(所法 35④、措法 41 の 15 の 3)

(継続要望)

【意見及び理由】

給与を得ながら公的年金等を受給する者と給与のみ又は公的年金等のみを得る者との世代間格差や世代内格差が一部緩和された。しかし抜本的な改革とは言い難く、給与課税等とのバランスを考慮して、公的年金等控除額の計算上、公的年金等と給与収入の合計額を基にみなし給与所得控除額を計算し、実際の給与所得控除額との差額を公的年金等控除額とし、給与を得ながら公的年金等を受給する者にも現役世代並みの負担を求め、浮いた財源を富の再分配として低所得者対策に充てるべきである。

ただし、65 歳以上の高齢者の就業機会が減少する状況に鑑み、公的年金等のみの高齢者や公的年金等と給与収入の合計が少ない高齢者に配慮するため、公的年金等と給与収入の合計額が 330 万円以下の 65 歳以上の高齢者については、みなし給与所得控除額を 110 万円の定額控除（収入金額を控除額の限度）とすることで、公的年金等控除の定額控除の 110 万円は維持すべきである。

8. 上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等に対する税率を引き上げること。(措法 37 の 11)

(新規要望)

【意見及び理由】

所得税は、人的諸控除及び累進税率により、各人の担税力に応じた公平な税負担を可能にするものである。しかしながら、金融資産を多く保有する高所得者層について、所得に占める株式等の譲渡所得の割合が高いこと、金融所得の多くは分離課税の対象であること等から、合計所得金額が 1 億円をピークに所得税負担率が減少する逡減現象が見られ、所得再分配機能が低下している。

ドイツ、フランスのような主要国と比較をしても税率 20%は低い方であり、所得再分配機能を有効に機能させるためには、低所得者への影響も考慮したうえで、上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等に対する税率を引き上げるべきである。

9. 上場株式等に係る配当等の総合課税の範囲を拡大すること。(措法8の4)(新規要望)

【意見及び理由】

所得税における配当課税では、大口株主等の定義として、上場株式等の発行済株式等の3%以上を有する個人としている。上場株式等の配当等について、この保有割合を下回れば、担税力があるにも関わらず確定申告不要制度の対象になるため、保有割合を少なくすれば所得税の負担を減らすことができる。

そこで、税負担公平の観点から、大口株主等の要件である保有割合を引下げるとともに、一定金額以上の配当金を受け取る者を大口株主等を含め、本来の総合課税の対象とすべきである。

10. 事業承継のために、非上場株式をその発行した会社に譲渡した場合には、みなし配当課税を行わず、株式等に係る譲渡所得等の課税の特例を適用すること。(措法9の7)(継続要望)

【意見及び理由】

非上場株式等の納税猶予の特例により、非上場株式を贈与・相続したときの手当はなされたところである。しかしながら、過去の会社設立の経緯などで株式が分散してしまっており、当該制度の適用が難しい中小企業も見受けられる。この株式の分散は会社の経営の安定にも支障が生じるため、発行会社が株式を買い取ろうとしても、多額のみなし配当課税が行われることにより、断念することもある。

よって、株式の集約のための税制上の優遇制度が必要であると考え。例えば、非上場株式等の納税猶予の特例の特例承継計画を提出した中小企業については、事業承継のために非上場株式を発行会社に譲渡し、譲渡後、発行会社の同族関係者で発行済株式総数(自己株式を除く)の50%を超えることなどの一定の要件を満たす場合には、みなし配当課税は行わないようにすべきである。また、この制度の適用を受ける金額については、株式等に係る収入金額とみなして、株式等に係る譲渡所得等の課税の特例を適用する制度に改めるべきである。

11. 事業承継促進のため第三者間で株式を売買した場合、売手側のみなし譲渡課税を不適用とし、個人である買手側の受贈益課税について非課税とすること。(所法59、相法7)(継続要望・一部修正)

【意見及び理由】

中小企業の事業承継税制については、非上場株式の贈与税及び相続税の納税猶予の特例制度の創設により、適用件数が平成30年度において年間3,000件を超え大幅に増加した。

しかしながら、中小企業庁の『第三者承継支援総合パッケージ』では潜在的な後継者不在の中小企業数が127万者あるとされ、後継者不足による黒字廃業を余儀なくされているのが現状である。中小企業存続のためには、第三者承継を促進させる必要があるが、後継者が見つかったとしても、適正な対価を支払えないケースもあるので、株式移転に係る税制上の優遇措置が望まれる。

そこで、事業承継型M&Aとして第三者間で株式を売買した場合には、特例承継計画の認定を条件に、売手側のみなし譲渡課税を不適用とし、個人である買手側の低額譲受時の贈与税のみなし受贈益課税について非課税とすべきである。なお、令和3年度税制改正大綱では、株式対価M&Aを促進させるための措置を創設するとしているが、中小企業の事業承継の促進を促す本要望とは、性質を異にするものとする。

12. 所得税の確定所得申告書の提出期限について、納税者の申請により、電子申告及び利子税の負担を条件として延長を認めること。(所法 120) (継続要望・一部修正)

【意見及び理由】

所得税の確定所得申告書の提出期限は3月15日であるが、諸外国に比べ申告期限が短く、納税者にとって過度の事務負担となっている。さらに、消費税の軽減税率や、適格請求書等保存方式の導入により、納税者の事務負担が著しく増加することが予想される。

したがって、申告期限を納税者の申請により諸外国並みに延長する特例を創設すべきである。

この改正による行政手続の遅延や財政的な影響を最小限にし、本特例を適用しない場合との公平性を担保するため、適用にあたっては、電子申告及び利子税の負担を条件とすべきである。

なお、本特例により、地方自治体における個人住民税の賦課徴収等に関する事務、社会保障事務等に多大な影響が生じることが予想される。創設に当たっては、関連諸制度の改正を含めた一体的な検討が必要である。

13. 暗号資産の取引の課税の適正化を図るため、特に次に掲げる事項を見直すこと。

- (1) 暗号資産を国内の暗号資産交換業者を通じて取引したことにより生じた損益について分離課税とし、3年間の損失の繰越を認めること。(所法 224 の 5、225、措法 41 の 14、41 の 15) (継続要望・一部修正)

【意見及び理由】

令和2年5月に施行された金融商品取引改正法により、暗号資産が金融商品と位置付けられたので、他の金融商品取引との課税の公平性の観点、また、適正な課税の実現のため、取引時の確認義務が課されている国内登録交換業者を通じて取引したことにより生じた利益は分離課税とし、損失については3年間の繰越を認めるべきである。

- (2) 国外転出時課税の対象資産に暗号資産を含めること。(所法 60 の 2) (継続要望)

【意見及び理由】

現状の国外転出時課税の対象資産は、有価証券(株式や投資信託など)、匿名組合契約の出資の持分、未決済の信用取引・発行日取引及び未決済のデリバティブ取引(先物取引、オプション取引など)が該当するが、暗号資産は対象外である。暗号資産の種類によっては、莫大な利益が生じているものもあるため、国外転出時課税の対象に含めることで課税逃れを防ぐべきである。

- (3) 暗号資産を共通報告基準(CRS: Common Reporting Standard)に含めるべきである。(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律 10 の 5⑦、同施行令 6 の 6、6 の 7) (継続要望)

【意見及び理由】

国際的な脱税及び租税回避行為に対処するため、非居住者に係る金融口座情報を税務当局間で自動的に交換する報告金融機関等及び特定取引の範囲に、暗号資産交換業者及び暗号資産取引を対象に含めるべきである。

14. 所得税や消費税の準確定申告書の提出期限及び相続により業務を承継した場合の青色申告承認申請書の提出期限を相続税の申告書の提出期限と同様にすること。(所税 125、144、消費税 45) (継続要望)

【意見及び理由】

相続が発生すると、相続人は、3か月以内に相続財産の状況を調査して、単純承認、限定承認又は相続放棄のいずれかを選択することを迫られる。これらのいずれを選択するか決定できない場合は、3か月の熟慮期間内に家庭裁判所に対して申長の申立てを行うことにより、3か月を経過してもその申長が認められた期間内である限り、相続放棄や限定承認が可能となる。一方、現行所得税法や消費税法の準確定申告書の提出期限は、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内とされている。また、業務を承継した場合の青色申告承認申請書の提出期限も4か月以内とされている。

少子高齢化、単身世帯の増加に伴い、相続人が被相続人の財産状況の調査や相続するかどうかの選択をして、準確定申告書や青色申告承認申請書の提出準備をするには、短すぎるので、納税者の申告実務の簡素化という点からも、所得税や消費税の準確定申告書の提出期限及び業務承継者の青色申告承認申請書の提出期限を相続税の申告期限と同様にすべきである。

15. 一括償却資産の損金算入制度及び中小企業等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度を廃止するとともに、少額減価償却資産の取得価額及び繰延資産の一時損金算入限度額を30万円未満に引き上げること。(所令 138、139、139の2、法令 133、133の2、134、措法 67の5) (継続要望)

【意見及び理由】

10万円以上20万円未満の減価償却資産については、一括償却資産の損金算入制度として一時に損金算入は認められず、3年間で損金算入されることとなっている。

また、取得価額30万円未満の減価償却資産について、年間300万円までは中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度により、全額損金算入が認められている。

しかし、事務処理の簡便化や税制簡素化の観点から、一括償却資産の損金算入制度及び中小企業の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度を廃止するとともに、少額減価償却資産の取得価額及び繰延資産の一時損金算入限度額を30万円未満に引き上げるべきである。

16. 交際費課税の対象から「得意先等に対する慶弔禍福の費用」を除外すること。(措法 61の4) (継続要望)

【意見及び理由】

交際費等に該当するためには、行為の形態として「接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為」であることが必要であるとされていることから、接待等に該当する行為すなわち交際行為とは、一般的に見て、相手方の快樂追求欲、金銭や物品の所有欲などを満足させる行為をいうものと解されている。

そうすると、「得意先等に対する慶弔禍福の費用」については、社会的儀礼による費用であり、法令解釈に適合する行為でもないことから、通常要する金額であること及び帳簿等に一定の記載要件を付すことを条件として、税務上の交際費等から除外すべきである。

17. 外国法人税額に係る税額控除制度における繰越期間を延長すること。(法法 69) (継続要望)

【意見及び理由】

外国法人税額のうち控除限度額を超える部分の金額は、3年間のみ繰越し、3年経過後は切り捨てる規定となっている。この3年間の繰越しは、日本と外国との課税時期の相違を調整するための期間として設けられているものである。しかし、東南アジアを中心とした新興国等において、3年間の繰越期間では課税時期を調整することができない事案が発生している。

そこで、国際間の二重課税を適切に排除するため、外国税額控除の控除限度超過額等の繰越期間については、我が国の更正の期間制限及び帳簿の保存期間を総合考慮して、5年に延長するべきである。

【二. 消費税に関する事項】

18. 平成 22 年度改正消費税法（旧 3 年縛り）を廃止すること。(消法 9⑦、12 の 2②③、12 の 3③、37③一、二) (新規要望)

【意見及び理由】

自動販売機を利用した不適切な消費税還付の事案に対する措置として、平成 22 年度税制改正法により新設された旧 3 年縛りの制度については、平成 28 年度税制改正法における「高額特定資産を取得した場合等の納税義務の免除の特例」の創設によりその役目を終えたことから廃止すべきである。

【三. 相続税及び贈与税に関する事項】

19. 相続税の課税方式を遺産取得課税方式に変更すること。(相法 15、16、17 他) (継続要望・一部修正)

【意見及び理由】

令和 3 年度税制改正大綱では、資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築が検討対象となっており、相続税・贈与税の一体課税の検討がなされている。現行の相続税の課税方式は、以下のような問題点があり、一体課税導入に合わせ、この問題点の解消が急務である。

- ①均分相続をした場合と 1 人の子供が全財産を相続した場合の税負担が同一というのは、超過累進税率のもと、相続人間の垂直的公平に問題がある。
- ②被相続人の遺産総額により、同じ金額の財産を相続したにもかかわらず税負担が異なるというのは、水平的公平に問題がある。
- ③ある相続人の申告漏れが他の相続人にも影響を及ぼす弊害がある。
- ④小規模宅地等の特例や農地の納税猶予などにより、事業等の継続と無関係な相続人にも特例効果が及ぶ問題がある。
- ⑤相続人以外の者が相続税の申告義務を負う場合に、その者が相続財産の全容を調査することは困難で、適正な相続税の申告をすることができない問題がある。

そこで、基礎控除額や税率構造の見直し、配偶者の税額軽減のあり方、未分割財産に対する課税方法、制度変更に伴う抵抗感などを十分議論することが必要であるが、上記問題点を解消することができ、かつ、相続税の負担の公平を図ることができる遺産取得課税方式に改めるべきである。

20. 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例を課税価格減額方式から税額控除方式に変更すること。(措法 69 の 4) (継続要望)

【意見及び理由】

小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例は、同特例の適用を受ける者がいる場合、他の遺産取得者の税額に影響を及ぼす制度となっている。現行の相続税の遺産課税方式から遺産取得課税方式に変更がされる場合には、同特例のままでも他の遺産取得者に対する影響はなくなることとなるが、変更がされない場合には、税額控除制度に変更をすべきである。税額控除方式に変更された場合、現行と比較し相続税の総額が上昇する可能性があるがその部分については、総額が変わらないように、相続税の税率等の変更をすべきと考える。

21. 非上場株式等についての贈与税及び相続税の納税猶予について、次に掲げる見直しを行うこと。(措法 70 の 7～70 の 7 の 8)

(1) 納税猶予に係る免除の要件を緩和すること。(継続要望・一部修正)

【意見及び理由】

非上場株式等についての贈与税及び相続税の納税猶予に係る免除の要件について、一定期間が経過したことによる免除規定を創設すべきである。一定期間経過による免除規定がないことで、後継者が長期間に渡り猶予された本税及び利子税の支払リスクを負うこととなり、そのことによる精神的な負担も大きいと言える。当該免除規定を創設することで、後継者が負う負担が軽減され、当該猶予の適用を受ける者の増加が期待できる。一方で、一定期間経過後に猶予の確定事由が生ずる場合、現行制度と比較すると税の徴収が行われないこととなり税収に影響が出ると考えられる。しかし、この一定期間を 10 年から 20 年と仮定した場合、これらの期間を超えて猶予が確定する事例は、ごく一部に限定されると思われ、さらに、一定期間経過後の行政執行側の負担軽減効果も期待できる。具体的な法改正は、現行の免除規定に一定期間経過事由を追加することで対応が可能である。また、遺留分侵害額の請求に基づく金銭の支払に代えて株式の移転が行われた場合、一定の要件のもと確定事由に該当させない等、所要の見直しが必要である。

(2) 納税猶予の対象財産に一定の要件を満たす先代経営者の非上場会社等に対する貸付金を加えること。(継続要望)

【意見及び理由】

非上場会社等に対して経営者等が行った貸付については、実質的に回収が不能であっても現行では財産評価基本通達 204 の規定により額面金額で評価が行われるため、貸付金を承継する後継者等の相続税負担が大きくなっている。よって、貸付金承継者の相続税負担を軽減するため、相続後貸付金を資本に振り替えることを条件とし、資本振替予定貸付金(以下「特例対象貸付金」という)について、相続税の納税猶予の適用対象財産に加えること。ただし、特例対象貸付金について、相続後一定期間内に資本への振替が行われなかった場合には、猶予税額について確定事由に該当させること。

(3) 納税猶予に係る宥恕規定を創設すること。(継続要望)

【意見及び理由】

非上場株式等についての贈与税及び相続税の納税猶予について、現行では、やむを得ない事情がある場合であっても、提出期限までに書類を提出できない場合は、猶予された税額が確定してしまうので、宥恕規定を創設すべきである。

22. 財産評価基本通達において評価の適正化を図るため、特に次に掲げる財産の評価を見直すこと。(相法 22、26 の 2、評通 20-2、179、185、186、189) (継続要望)

【意見及び理由】

相続税法第 22 条による時価評価の一つの方法として、評価会社の時価純資産価額を基礎とする純資産価額方式は、企業価値を適正に反映できる優れた方法である。今後更に会社の実態を反映するため、次のように改めるべきである。

- ①会社が今後負担することとなる退職給付債務の計上を認める。
- ②換金性が不明な営業権については評価しない。
- ③課税時期前 3 年以内に取得した土地等及び家屋等について、通常取引価格に相当する金額（土地等については公示価格等、家屋等については帳簿価額等）による評価ではなく、相続税評価額（土地等については路線価、家屋等については固定資産税評価額）による。

23. 相続時精算課税制度について、次の事項を見直すこと。

(1) 特定贈与者の死亡以前に相続時精算課税適用者が死亡した場合の同一財産 2 回課税を排除すること。(相法 21 の 17①、②) (継続要望)

【意見及び理由】

相続時精算課税適用者である子が特定贈与者である親より先に死亡するケースでは、その相続時精算課税適用者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除く。）が被相続人の相続時精算課税の適用を受けていたことに伴う納税の権利義務を法定相続分に応じて承継することになる。

これにより当該制度の適用対象となった贈与財産が子の死亡による相続税の課税対象となり、さらに親の死亡時に同一財産が相続時精算課税の対象財産として親の死亡による相続税の対象となるケースもあり、2 回課税の不合理が生じる。

また、子の死亡に伴う相続において、実際には財産を相続していない子の相続人についても特定贈与者である親の死亡による相続税においては、子に係る相続時精算課税の納税の権利義務を法定相続分に応じて承継する不合理も生じる。

したがって、これらの不合理が排除されるような規定に改めるべきである。

(2) 相続時精算課税の適用を受ける宅地等についても小規模宅地の特例の適用を受けられるようにすること。(措法 69 の 4) (継続要望)

【意見及び理由】

相続時精算課税制度の適用を受けた宅地等については、当該規定により相続税の課税価格に算入されることとなっても、「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」の適用を受けることができないこととされている。そこで本来、当該制度の対象となる可能性のある事業用宅地や居住用宅地などを相続時精算課税の対象として生前贈与することは、特定贈与者及び受贈者にとって著しく不利であり、また、生前の贈与を相続時に精算するという当該制度の趣旨とも合わない。したがって、相続時精算課税の適用を受ける宅地等についても、次の要件を満たす特定精算課税贈与事業用宅地等及び特定精算課税贈与居住用宅地等に限り、小規模宅地の特例の適用を受けられるようにすべきである。

①特定精算課税贈与事業用宅地等 特定受贈者が、贈与の時までに当該宅地等の上で営まれていた特定贈与者の事業を引き継ぎ、贈与時から特定贈与者の相続に係る相続税の申告期限まで引き続き当該宅地等を有し、かつ、当該事業を営んでいること。

②特定精算課税贈与居住用宅地等 特定受贈者が贈与の直前から特定贈与者の相続開始の直前まで引き続き当該宅地等の上に存する特定贈与者の居住の用に供されていた一棟の建物に居住していた者であって、贈与時から特定贈与者の相続に係る相続税の申告期限まで引き続き当該宅地等を有し、かつ、当該建物に引き続き居住していること。

【四. その他国税に関する事項】

24. 印紙税を廃止すること。(継続要望・一部修正)

【意見及び理由】

印紙税は、経済取引について契約文書等を作成することにより、取引の当事者間において取引事実が明確となり法律関係が安定化される点に着目し、契約文書等の作成行為の背後に担税力を見出して課税する間接税に近い流通税であると説明されている。

しかし、契約文書等に担税力を見出す場合、契約書の作成が取引の成立要件になっている必要があり、かつ、その後の所得の発生に基因して所得課税等が行われる実状に鑑みれば、契約文書等がない取引に比して過重な負担を求めていることになる。

したがって、印紙税は、課税根拠としての十分な担税力を認識できないにもかかわらず課税をしているのであるから、廃止すべきである。

【五. 地方税に関する事項】

25. 償却資産に係る固定資産税の申告期限、資産の区分を見直すこと。(地法 341、383) (継続要望)

【意見及び理由】

償却資産に係る固定資産税の納税義務者は、賦課期日である 1 月 1 日に保有する償却資産を 1 月末日までに申告することとなっている。

事業を営んでいる個人の所得税の申告期限は 3 月 15 日、法人税の申告期限は決算日の翌日から 2 月以内とされており、これらの規定と償却資産に係る固定資産税の申告期限とは無関係となっている。

小規模な事業者が資産の保有状況を把握し、経理方法を決定するのは、所得税又は法人税の申告のため決算時期になることが多い。したがって、償却資産の申告を1月末日までに行うことは合理的ではない。

小規模な事業者に過度な事務負担を課すことなく、申告期限までに申告できるようにするためには、申告期限を所得税及び法人税の規定に合わせる必要がある。

また償却資産の区分については、地方自治体の規模を基因とする課税の不公平が生じないように、原則として所得税及び法人税の減価償却資産の区分に合わせ、全国一律の取扱いとなるように見直すべきである。

26. 固定資産税について30万円未満の少額減価償却資産を課税対象から除外すること。(地法341、349の2、350、351)(継続要望)

【意見及び理由】

償却資産に係る固定資産税は、30万円未満の少額減価償却資産が所得税及び法人税において必要経費又は損金の額に算入される場合、固定資産税の申告のために異なる減価償却資産管理を行うことになるから、その煩雑さを考慮し課税対象から除外すべきである。

27. 外形標準課税を中小企業に導入しないこと。(地法72の2①)(継続要望)

【意見及び理由】

外形標準課税の課税標準のうち付加価値割は、法人が支払う給与に対して課税する比重が高いことから、雇用の確保や促進に対して直接影響を与えることになる。そうすると、中小企業に外形標準課税が導入された場合には、中小企業が大企業に比して労働分配率が非常に高いところ、①付加価値割による人件費の課税が雇用の促進を阻害する等の甚大な影響に派生すること、②大都市の税収が一層増加することにより地域間税収格差が益々拡大すること、③欠損法人割合の高い中小企業にとって税負担が重くのしかかること等の問題が顕在化するであろう。

したがって、外形標準課税は、中小企業に導入してはならない。

28. 個人事業税について事業主控除額を引き上げること。また、課税対象事業の範囲を見直すこと。(地法72の2、72の49の14)(継続要望・一部修正)

【意見及び理由】

個人事業税の事業主控除額は、平成11年度税制改正で290万円に引き上げられたが、給与所得者の令和元年分平均給与額は436万円(国税庁の民間給与実態統計調査)となっている。事業主控除の性格からすれば、平均給与額と乖離しないよう控除額を同程度まで引き上げるべきである。

また、個人の行う事業については原則として事業税を課税とし、法定業種のみ事業に対して課税する現行制度を見直すべきである。

【六. 納税環境整備に関する事項】

29. 国税通則法第1条（目的）に「納税者の権利利益の保護に資する」旨の文言を追加し、納税者権利憲章を制定すること。（国通法1）（継続要望）

【意見及び理由】

平成23年度税制改正において、国税通則法改正案のうち、税務行政において納税者の権利利益の保護を図る趣旨を明確にするための第1条の改正及び納税者権利憲章の制定が見送られたことは、これらの改正を長年要望してきた本会としては遺憾である。

「政府は、国税に関する納税者の利益の保護に資するとともに、税務行政の適正かつ円滑な運営を確保する観点から、納税環境の整備に向け、引き続き検討を行うものとする。」とする平成23年度税制改正法附則第106条（注）の趣旨を踏まえ、早急に国税通則法第1条（目的）に「納税者の権利利益の保護に資する」旨の文言を追加し、併せて納税者権利憲章を制定すべきである。

なお、国税通則法の目的規定を改正し、税務行政において納税者の権利利益の保護を図る趣旨を明確にすることについて、一般法たる行政手続法の目的規定と平仄をとるためには、行政運営における透明性の向上を図る趣旨も明確にすべきである。

また、納税者権利憲章には「国民の行った手続は、誠実に行われたものとしてこれを尊重すること。」の文言を入れるべきである。憲章を行政文書とするのであれば、その作成過程においてパブリック・コメントを実施するなど、国民（納税者）の十分な参加と監視が不可欠である。

（注）この条項は三党合意に基づき挿入されたものであるから、政権交代を経ても当然に遵守されるべきである。

30. 調査の事前通知は、書面又は電磁的方法により実施すること。（国通法74の9）（継続要望・一部修正）

【意見及び理由】

税務調査の事前通知は、書面又は電磁的方法により実施すべきであり、行政コスト削減の観点から、マイナポータル又はいわゆるIT総合戦略本部が検討し令和3年度税制改正大綱においても記載されている「企業保有情報の新しい提出方法に係るシステム構築計画」におけるクラウドを活用すべきである。

31. 調査の目的をより具体的に通知し、また非違が疑われることとなった場合の質問検査等も事前通知すること。（国通法74の9①三、④、国通令30の4②）（継続要望）

【意見及び理由】

税務調査の事前通知に係る通知事項のうち「調査の目的」については、納税申告書の記載内容の確認又は納税申告書の提出がない場合における納税義務の有無の確認その他これらに類する調査の目的を通知することとなっているが、調査手続の透明性及び納税者の予見可能性を高める観点並びに不服申立の便宜の観点から、より具体的な目的を通知すべきである。

また、その調査に係る一定の事項（調査の目的、調査の対象となる税目及び期間、調査の対象となる帳簿書類その他の物件）以外の事項について非違が疑われることとなった場合に行われる質問検査等については事前通知が行われないが、その場合における質問検査等も事前通知を行った質問検査等と何ら差異はないことから、非違が疑われることとなった場合の質問検査等も事前通知すべきである。

32. 法人番号の指定を受けることとなる者の範囲に、個人事業主を加えること。(番号法 39)
(継続要望)

【意見及び理由】

法人番号は、個人番号とは異なり、自由に流通させることができ、官民を問わず様々な用途で利活用され、設立登記法人だけでなく人格のない社団等に対しても付番される。一方、個人事業主は自身の個人番号を用いなければならないが、漏えいリスクの回避と利便性の向上のためには、個人事業主についても個人情報保護に配慮した上で人格のない社団等と同様の手続で法人番号の指定を受けることができるようにすべきである。

33. 公会計制度は複式簿記とし、財務諸表は国会の決算承認を立法化すること。(継続要望)

【意見及び理由】

現行の公会計制度で作成される国の財務書類は、単式簿記による現金主義会計で作成された帳簿等を基礎に、期末一括仕訳により必要な修正を加え発生主義会計に変更することも認められている。しかし、単式簿記による帳簿等は期末の金額が真実かつ公正であるという検証機能を持たない。そこで、国の財政状態を正確に把握し、信頼性が高く、かつ、有用な会計情報を入手するためには、日々の会計処理の段階において複式簿記による発生主義会計を採用する必要がある。また、国会に提出（公表）された財務諸表については、国会での決算承認の審議及び議決が行われるよう立法化すべきである。